

表245 食品等の官能検査（保健所及び食品専門監視担当）

	検体数 (実数)	違反検体数 (実数)	違 反 理 由		
			食品衛生法 第19条第2項	その他	
魚 介 類	7,293	14	14	-	
冷凍食品	無加熱摂取冷凍食品	521	-	-	-
	凍結直前に加熱された加熱後摂取冷凍食品	1,333	-	-	-
	凍結直前未加熱の加熱後摂取冷凍食品	1,120	-	-	-
	生食用冷凍鮮魚介類	523	-	-	-
	魚介類加工品（びん・かん詰を除く）	4,975	1	1	-
	肉卵類及びその加工品（＼）	9,500	7	7	-
	乳、乳製品及び乳類加工品	7,464	-	-	-
	アイスクリーム類・氷菓	2,367	-	-	-
	穀類及びその加工品（びん・かん詰を除く）	5,604	1	1	-
	豆類及びその加工品（＼）	2,754	-	-	-
	野菜類・果物及びその加工品（＼）	10,403	14	14	-
	菓 子 類	11,449	11	11	-
	清 涼 飲 料 水	3,364	-	-	-
	酒 精 飲 料	1,388	-	-	-
	氷 雪	240	-	-	-
	水	620	-	-	-
か ん 詰 び ん 詰 食 品	2,426	3	3	-	
そ の 他 の 食 品	4,246	3	3	-	
添 加 物 及 び そ の 製 剤	1,572	12	12	-	
器 具 及 び 容 器 包 装	1,373	-	-	-	
お も ち や	474	-	-	-	
総 数	81,009	66	66	-	

資料：健康安全部健康危機管理担当